

1.全国意見照会（自治体分）サマリ

1.1.集計結果（意見の根拠）

【WT事前配布】

- 第1回意見照会（機能要件）に対する自治体意見照会回答の分類結果は以下のとおりです。
- 意見の根拠別にみると、「自治体個別の条例・政策などへの対応」が最も多く、意見全体の3割弱を占めています。

根拠の分類		意見数（件）
外部要因	政省令への対応	12
	外部機関への対応	10
	都道府県報告への対応	6
	住民サービスへの影響	35
内部要因	自治体個別の条例・政策などの対応	211
	議会報告などへの対応	0
	業務効率化 （運用上どういう懸念があるか具体的に記載されている）	91
	業務精度の向上	100
	システム上の理由	91
	既存製品の実装と異なる（事業者）	0
根拠不明確 （現行がそうになっている、業務効率のためなど、意見の理由や根拠について具体的な記載がない）		61
その他	上記以外の根拠	117
	質問	24
	意見照会のスコープ外	10
合計		768

 原則、標準仕様書に反映しない

1.全国意見照会（自治体分）サマリ

1.2.集計結果（意見の分類）

- 意見の分類別にみると、標準仕様書（案）に記載した条件・内容に追加する意見が最も多く、意見全体の5割弱を占めています。

意見の分類		意見数（件）
要件強化	オプション機能→実装すべき機能	21
	実装不可※1→実装すべき機能/オプション機能	1
	要件の新規追加	93
	条件・内容などの追加	352
要件緩和	実装すべき機能→オプション機能	121
	実装すべき機能/オプション機能→実装不可※1	17
	条件・内容などの削除	51
その他		112
合計		768

※1 これまでの検討にて標準仕様書への記載候補として挙げたものの、協議の結果記載不要と判断された機能。

 原則、標準仕様書に反映しない

1.全国意見照会（自治体分）サマリ

1.3.標準仕様書（案）作成時の主要論点に対する意見

- 主要論点に対する主な意見と対応方針を記載します。

No.	論点	該当機能要件	意見概要	対応方針
1	申請書の配付方法	1.1.1.就学世帯管理 1.1.4.申請書送付対象者抽出	住民基本台帳上の住所以外の居所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できる仕様とするべきである。	DV等の特別事情により、住所地以外に居住する場合に対応するため、次の機能を実装すべき機能として要件化する。 <u>住民基本台帳上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。（当初案では、DVはアラート機能を具備していた。）</u>
2	準要保護の認定基準の要件化	2.1.1.認定基準マスタ管理 2.1.3.認定基準額の自動算定	次の計算式以外だけでなく、自治体独自の計算方法に対応できる仕様とするべきである。 $\text{認定基準額} = \text{【生活保護に準ずる基準額】の合計} \times \text{【認定基準係数】} + \text{【その他の生活保護に準ずる基準額】の合計}$ <独自の計算方法例> ①認定基準額を世帯の人数と持家・借家の区分によって設定している ②年齢によって収入を0円とする場合や20歳未満は税法上の扶養の範囲内は収入を0円とするなど独自の規定がある	自治体に計算式の詳細を確認の上、<u>現在の計算式で対応不能な場合は機能を追加し、全ての自治体の認定基準額計算に対応できる仕様とする。</u>
3	準要保護の認定基準改定への対応の要件化	2.1.2.認定基準額マスタ管理	- 認定基準額の算定に用いる金額は、自治体ごとに独自の項目を設定できることとし、かつ、世帯分類ごと、対象年度ごとに設定可能な仕様とするべきである。 - 認定基準の係数について、世帯分類ごとに用いる値が異なるため、複数の値を保持できる仕様とするべきである。	- 自治体ごとに認定基準の算定に用いる項目が異なる想定から、<u>【生活保護に準ずる基準額】について、任意の項目を設定できる方針とする。また、各項目の金額は、世帯分類（世帯人数、年齢、級地）ごと、対象年度ごとに設定可能な仕様とする。</u> - 世帯分類ごとに認定基準額を設定できるようにするため、<u>認定基準係数は複数の値を保持でき、世帯分類に応じて該当する値を選択した上で算定可能な仕様とする。</u>
4	就学奨励との併給の有無	2.4.4.就学奨励との併給確認	就学援助と就学奨励との併給申請時にアラートが表示される機能は、実装すべき機能とするべきである。	就学奨励業務は標準化の対象外であるが、就学奨励との併給確認は就学援助業務を実施する上で必須と想定されるため、実装すべき機能として定義する。

青字：標準仕様書（案）の修正を伴うもの

1.全国意見照会（自治体分）サマリ

1.3.標準仕様書（案）作成時の主要論点に対する意見

No.	論点	該当機能要件	意見概要	対応方針
5	入学前支給済み 連絡票作成	6.1.3.支給済み 連絡票作成	転入先の自治体から入学前支給以外の支給実績の問合せもあるため、連絡票の出力は、オプション機能とすべきである。	連絡票には支給実績の情報（支給済費目：費目名、支給額、支給年月日）も記載され、全国の自治体で必要と想定されるため、実装すべき機能のままとする。
6	マイナンバー制度 への対応	7.8.2.マイナンバー 連携	次の理由から、マイナンバーを用いた他業務システムとの連携はオプション機能とするべきである。 ①マイナンバーの利用を条例に定めていない ②データ標準レイアウトの変更や制度改正によるシステム 改修費用や適用作業などを懸念	申請の効率化が見込めるため、実装すべき機能のままとする。マイナンバー利用を条例で定めていない自治体についても、標準仕様書への定義を契機として条例制定を促すことが可能と想定される。

青字：標準仕様書（案）の修正を伴うもの

1.全国意見照会（自治体分）サマリ

1.4.その他論点に対する意見

- 主要論点以外で、特に多数の自治体より意見が提示された論点、及び文部科学省との方針協議が必要な論点について、主な意見と対応方針を記載します。

No.	論点	該当機能要件	意見概要	対応方針
1	学齢簿システムとの連携方法	1.1.1.就学世帯管理	※学齢簿システムとのデータ連携について、各自治体の既存の運用に基づく意見が多数寄せられた。 - 一括または個別に、日時を指定しバッチで連携できるのが望ましい。 - 連携時に、名寄せ処理の実施有無を選択できる仕様とするべきである。	- 常に最新の就学世帯情報を反映するために、<u>学齢簿管理システムとの連携は、日次バッチで連携可能な仕様とする。</u> - 学齢簿管理システムからデータを取得する想定のため、名寄せされている状態で就学援助システムにデータが取り込まれる。そのため、就学援助システム側での名寄せ処理については要件化しない。
2	所得の計算方法	2.2.1.所得情報連携 2.2.4.所得情報管理	総所得、収入額に加え、合計所得を自動算出対象とする。また、算出された所得情報について、一定金額の減算を実施する必要がある。 ＜減算例＞ 税制改正の影響による申請者不利益を回避するため、給与所得・公的年金所得がある者については、10万円を減じた額で算出している。	自治体ごとに、認定基準額との比較に用いる所得が異なる想定から、<u>総所得・合計所得・収入額について自動算出できる仕様とする。また、算出された所得情報について、一定金額の加算・減算による調整が可能な仕様とする。</u>
3	医療券の発行	1.1.3.健康診断情報管理	医療券の発行については、健康診断情報を基に就学援助の対象者に限定して実施できる方針とする必要がある。	就学援助システムにおける健康診断情報の管理は就学援助対象者が対象となり、従って医療券を申請できる対象も就学援助対象者に限定される想定である。
4	遠距離通学費との併給確認	2.4.4.就学奨励との併給確認	遠距離通学費との併給の場合にアラート表示する機能を追記するべきである。	遠距離通学費補助制度について、就学援助の通学費との併給確認を就学援助システムで実施すべきか、文部科学省と協議の上決定する。
5	通院費の管理要否	4.2.2.医療費管理	医療機関から自治体へ送付されるレセプトに含まれない情報として、国への報告用として「通院費」を管理できるのが望ましい。	学校病に係る医療費の国に対する報告義務について、通院費の管理が必要なため、次の機能を追加する。 <u>また、医療費のうち通院費は、保護者から提出される領収証等に基づいて、管理（参照・登録・修正・削除）できること。</u>
6	他業務システムとの連携	4.2.3.実費支給情報の取り込み	実費支給の費目について、支給データを給食費システム、学校徴収金システムと連携できる必要がある。	標準化対象の17業務以外との連携であり、かつ就学援助システムにて標準的に実装されるデータ項目を渡す要件のため、本検討のスコープ外とする。連携に必要な改修は受け手側のシステムにて実施する想定。

1.全国意見照会（自治体分）サマリ

1.4.その他論点に対する意見

No.	論点	該当機能要件	意見概要	対応方針
7	その他（利便性の高い機能）	-	※作業効率向上に資する機能の追加要望が寄せられた。 （以下、抜粋） - 兄弟姉妹の口座情報を複写登録できた方が良い。 - 入学前支給を受給済みの可能性がある場合、アラート表示だけでなく、対象者を一覧としても出力できた方が良い。 - 同一世帯で認定結果及び認定区分に差異のある申請者をチェックリストとして一括で抽出し、加工可能な形式でデータ出力できた方が良い。	業務上必須ではないが利便性の高い機能については、ベンダの実装状況等を調査した上で、標準仕様書への反映要否を検討する。

青字：標準仕様書（案）の修正を伴うもの